

平成30年第6回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年6月20日（水） 午前10時00分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
5番	深水美佐子	6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（19名）

12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一
20番	長野壯二	19番	竹井好博
23番	下屋敷正	22番	徳留伸一
24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	米丸純男
29番	竹之内重則	30番	熊田孝治
33番	米永正幸	34番	坂元智一
35番	黒瀬陸朗		

職員（5名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	尾付野直樹
農地係主査	福留章乃
担い手育成係長	田島浩喜

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- | | | |
|-----------|--------------------|-------|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条許可（農委）申請について | (7件) |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条申請について | (1件) |
| (3) 議案第3号 | 農用地利用集積計画について | (16件) |
| (4) 議案第4号 | 非農地証明について | (3件) |
| (5) その他 | | |

6 その他

事務局長 　　ただ今から平成30年第6回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中19名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
5番 深水美佐子委員、6番 南原美奈子委員をお願いいたします。

　　　　　　　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　　　　　　　(なしの声あり)

　　　　　　　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　　　　　　　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局
(尾付野) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている
と判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番委員 　　6-1番について説明申し上げます。申請地は譲渡人の父親の時代から譲受人が耕作をしておられました。今回、譲渡人が離農を希望されておられることから、所有権移転となったものであります。宇永田原の畑は受人の宅地に接しています。また、宇熊渡瀬の田は県営圃場整備地区内にあります。双方とも境界は明確でありまして、また、しっかり管理がなされております。特に問題となるようなことはございませんでした。よろしく
お願いします。

19番委員 　　6-2番・3番について説明いたします。渡人の●●さんは住所は虎居
となっておりますが実家は平川になります。●●さんの実家の近くに●●さんの土地がありまして、また、●●さんの家の近くに●●さんの農地がありまして、話し合いの結果、交換するということになったようです。また、

境界，進入路もしっかりしており畑では野菜を栽培されており，田では田植えの準備をされています。何ら問題はないと考えております。

27番委員 6-4番について説明いたします。渡人と受人は親子でありまして，娘さんに贈与ということで，畑は“こぞえん”として野菜を栽培されています。田は親戚の方に貸してあるということでした。何ら問題はありませんでした。以上です。

29番委員 6-5番について報告いたします。●●さんと●●さんは親戚関係であります。また，現在でも●●さんが自分の田の隣ということで耕作されておられます。今回，渡人の●●さんから買ってほしいという申し出があり，売買が成立したようです。問題点は見当たりませんでした。

35番委員 6-6番について説明をいたします。5115番と5125番は耕地整理区でありまして，受人の●●さんが以前より管理をされていました。所有名義人の●●さんが消息不明であったために納税も●●さんがされていました。今回，●●さんの息子さんたちが相続を放棄され，●●さんに引き取っていただきたいという申し出があり，贈与となったものであります。ただ，5138番の畑であります，現地が筆界未定地でございますが名義が●●さんになるということで話がまとまったようです。よろしくお願いいたします。

22番委員 6-7番について説明をいたします。この申請につきましては，町の空き家バンクに登録の農地が付随したところであります。受人の●●さんと渡人の●●さんは何回となく現場で農作業等について打ち合わせをされておられます。今回の申請は，空き家情報登録制度に基づく初めての案件となります。また，●●さんはすでに須杭の公民会へ入会されており，今後期待できる方であると思っております。報告を終わります。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして，ご意見，ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか，それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」は，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので，議案第1号「農地法第3条許可申請について」は，原案のとおり許可する事に決定いたします。

次に，議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明

(松山) 申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

事務局 6－1番につきまして、調査されました●●推進委員に代わりまして説明いたします。申請地につきましては、譲受人の●●さんの自宅の南側に隣接しておりまして、また、申請地は高台にありまして風当たりが強いということで、クヌギを植えて防風林としたいということでございました。境界等につきましても問題はありませんでした。以上報告を終わります。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。議事参与制限の案件が1件ありますので、議事参与制限分6ページ6－1番を議題といたします。●●委員の退室をお願いします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (福留) 「議案第3号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
(6ページ 6－1番について説明)
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長 ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

ただ今の、議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の6－1番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の6-1番については、妥当とすることに決定いたします。●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の議事参与以外を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留)

「議案第3号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありますか。

(なしの声あり)

ただ今の、議案説明について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

議事参与制限案件が1件ありますので、議事参与制限分18ページ6-2番を議題といたします。●●委員の退室をお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

「議案第4号 非農地証明について朗読及び説明」
(18ページ 6-2番について説明)

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

15番委員

6-2番について説明します。まず字井出ノ山について資料は21ページの①にありますとおり●●さんの住宅のすぐ裏になります。住宅の屋根の高さぐらいの高い所にあり進入路もなくトラクターなどの農業機械も入っていけない状態にあります。現況は竹等が生えていて原野化しています。次に字前田について説明いたします。申請地は●●さんの住宅の入り口

の道路の一部と残りは原野になっている状況でございます。以上でございます。

議長 　ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

7番委員 　位置図を見ますと家の近くで、荒れてきていて家より上のところにあるという説明でしたが、家の迷惑にはならないのでしょうか。

15番委員 　どちらも申請人の所有であり問題はないと思います。

7番委員 　はい、わかりました。

議長 　ほかにございませんか。

（なしの声あり）

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「非農地証明願ひ」の6—2番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願ひ」の6—2番については、妥当とすることに決定いたします。●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第4号「非農地証明願ひについて」の議事参与制限分以外を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（松山）

「議案第4号 非農地証明について朗読及び説明」

議長 　ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

26番委員 　6—1番について説明します。申請人の●●さんの話では10年以上耕作していないとのことでした。4793番、4778番、4795番は昔は耕運機で耕作していたとのことですが、●●さんが足を悪くしたため耕作できないとのことでした。現在は、原野化しています。また、4813番はここも進入路がなく、湿田でトラクターで耕運できる状態ではないとのことでした。

次に、6—3番について説明いたします。●●さんの家の裏の地すべり防止工事を8年から9年前にされた時に工事用道路として使用し山を削った土砂交じりの土で埋めてあることからトラクターなどでの耕運ができないことから農地として使用できないとのことでした。今後は雑種地として管理していくとのことでした。以上です。

議長 　ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

んか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、(5)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より何かございませんか。

事務局

別紙資料について

- ・委員の公務災害補償制度について
- ・7月の現地調査の変更について
- ・アンケート調査について
- ・7月20日の全体会議について
- ・認定農業者との意見交換会について
- ・全国農業新聞の新規購読者の加入推進について
- ・農地中間管理事業について
- ・農水省の全国行脚について
- ・農業委員会憲章について
- ・農業者年金の現況届について

議長

ただ今の件につきまして、何かございませんか。

無い様ですので以上で、さつま町農業委員会平成30年第6回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委員 5番委員

委員 6番委員
